

動員学徒と遺族等援護法適用・靖国合祀

一九五〇年代の靖国神社遺児参拝 (13)

松岡 勲

はじめに

先の本誌第四四号の連載の最後で動員学徒と戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下、遺族等援護法とする）について「一九五八年に援護法が改正され、動員学徒に援護法が適用され、遺族年金が支給されました。さらに援護法が適用された動員学徒たちは靖国神社に合祀されました。（関千枝子著『ヒロシマの少年少女たち／原爆、靖国、朝鮮半島出身者』彩流社）この運動は長崎にも拡大し、占領下の沖縄にも拡張されました。」と書きましたが、その後、関千枝子さんから「当時援護法適用について全国の運動があったのです。」と指摘を受けました。私の書き方では、広島運動が長崎に「伝播」した事になり、不正確だったと思います。今年（二〇一八年）四月に広島・長崎に「靖国文集」の資料収集に出かけたとき、動員学徒への遺族等援護法適用・靖国合祀関係の資料も集めていながら、収集した資料を充分読めていず、このような間違った書き方をしました。今回は、動員学徒の遺族等援護法適用・靖国合祀について、全国的な動きにも触れ、広島・長崎の動員学徒への遺族等援護法適用と靖国合祀について考えました。

動員学徒の被災

第二次世界大戦中に中学校以上の学徒は工場や食糧増産、建物疎開作業等に動員されました。それを学徒動員といいます。一九三八年四月に国家総動員法が公布され、文部省は中学校以上の学校に対して集団的勤労作業の実施を指令し、一九四一年には学校報国隊を組織して勤労動員が行われました。一九四三年六月に学徒戦時動員体制確立要綱が閣議で決定され、以後本格的に学徒動員が実施されました。一九四四年には動員はさらに強化され、原則として通年動員の体制となり、同年八月には学徒勤労令が公布されました。一九四五年の春には国民学校初等科以外の授業は原則として停止され、全学徒は本土決戦体制に総動員されました。同年五月戦時教育令により教育の決戦体制をさらに法制化して敗戦にいたしました。

（一九四四年）四月半ば頃から続々と軍需工場や農村へ動員された。同年八月には学徒勤労令が公布され、既に実施されつつあった学徒出陣とともに、わが国の教育体制が国家総動員計画の一環としてペンを捨てて銃を、あるいはハンマーを持って、戦争の激化に対処せざるを得ない状態となったのである。学徒の動員数

は昭和二十年三月において、大学・高専一八万人、中等学校一六三万人、国民学校高等科一六〇万人、計三四一万人に達し、その動員率は六九%を占めるに至った。」(『財団法人 学徒援護会二十五年史』)

今手元に宮原周治編『あしあと』(財団法人 動員学徒援護会、一九六〇年一月発行)があり、以下の六編から構成されています。最初の手記は明治大学法科に在学中に日本窯業に動員された学生の母宛の書簡で、この後彼は過労により肋膜炎を起こし、一九歳で死亡しました。また沖縄県立第二高等女学校在学中に動員された女学生は、白桜看護隊に参加し、米軍の火炎放射を受け、女子学徒看護隊のほとんどは豪の中で亡くなりましたが、彼女は奇跡的に助かりました。さらに広島市進徳女学校三学年在学中に広島市中央郵便局に交換手として動員された女学生は、勤務中に被爆し、重度の障害を受けました。続いて東京都豊島区第二高等小学校卒業と同時に東京都第一陸軍造兵廠に動員された青年の「命の破片 その折々」と名付けられた短歌集です。彼は作業中、胸部打撲が原因で結核になり、戦後死亡しました。次に豊橋市松操高等女学校の教員であった時に学徒動員業務に従事し、米軍の空襲にあった工場動員学徒の惨状を詳細に記録した手記です。最後は中学校一年生の息子さんを原爆で亡くされたお母さん(藤野としえさん)の手記で「あしあと」と題され、この本のほぼ半分をしめます。原爆投下の日の朝、元気で家を出て行き、帰って来なかった息子さんへの哀惜をこめた手記で、胸が熱くなります。藤野さんの文章で、その原爆投下前日の夜、屋根の上で星空をふたりで眺めながら語り合う場面があります。息子さんは「どうして戦争なんか起こるのでしょうか。止めてほしいなあ。日本に無

いものはアメリカから送ってもらい、フィリピンに無い物は日本から送ってやり、世界中が仲良くゆかんものかしら。」「僕は不思議でたまらない。どうして日本人は、天皇陛下の御為に死なねばならないのですか。僕は天皇陛下の御為に死に度うないよ。何時までも、何時までも生きていて、お父さんお母さんに親孝行をしたいと思うけど、そう思う心は非国民でしょうか。」と語る。この部分を読んで、様々な思い出を残して、戦争で死んでいった肉親に抱く気持ちは同じだと思いました。



『あしあと』(動員学徒援護会)

遺族等援護法の動員学徒への適用と靖国合祀

戦争中に学徒動員で犠牲になった学徒への保障はありませんでした。広島・長崎で建物疎開作業や工場動員等で被爆した学徒を準軍属に認定させ、遺族年金を保障させようとする運動は一九五五年頃から始まりました。運動の過程で広島では広島県動員学徒犠牲者の会、長崎では長崎県動員学徒犠牲者の会が結成され、全国各地で同様の会ができ、全国的には動員学徒援護会が遺族年金や障害年金の交付のための運動を行いました。以下は動員学徒にも遺族等援護法が適用される経過です。(田中伸尚・田中宏・波田永実著『遺族と戦後』岩波新書参照)

一九五三年八月に、恩給法改正を公布し、軍人恩給の復活がは

かられました。軍人恩給の復活によって、それまでは遺族等援護法の対象になっていた軍人・軍属の大部分が恩給法の対象に移行し、遺族等援護法の方は従来補償の対象とされなかつた人々にその適用範囲を拡大して行き、動員学徒も準軍属と位置づけられました。

被爆者については放射能障害の特殊性に注目し、一九五七年三月によくやく原子爆弾被爆者の医療等に関する法律が制定されました。しかし、それは被爆生存者の医療について対処するのみで、被爆死した者の遺族及び障害を負った者などへの年金や手当などは何も盛りこまれません。一九六八年五月に被爆者についての二つ目の法律、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律が制定されますが、そこでも健康管理手当や医療特別手当などは設けられましたが、死没者の遺族に対する年金や弔慰金の支給はふくまれませんでした。

一九五〇年代後半に行われたもう一つの拡充は、一九五八年五月の遺族等援護法の改正により、従来は弔慰金のみだった準軍属について、障害年金や遺族給与金が支給されるようになりました。当初は軍人軍属の半額のみだったが、徐々に改善され、一九七三年七月改正で同額になりました。

動員学徒にも遺族等援護法を適用させる運動については、広島県動員学徒犠牲者の会編『動員学徒誌』『動員学徒誌続編』『戦後三十年の歩み』、長崎県動員学徒犠牲者の会編『生き残りたる吾等つどひて』に詳しく書かれています。

陳情書

準軍属（動員学徒、女子挺身隊、国民義勇隊、徴用工）の遺族及

び障害者の国家処遇については年々ご配慮を辱うしているが吾々の希望する域に達しないことは遺憾であります。就いては昭和四十七年度予算には次の事項を是非実現する様配慮賜わりたく陳情いたします。

一、遺族給付金を軍属と同額にされたい。

一、障害者年金もこれに準じて増額されたい。（以下、略）

右陳情します。

昭和四十六（一九七二）年九月二十日 広島県動員学徒犠牲者の会 会長 大東和徳雄

（『動員学徒誌 続編』）

長崎県立図書館には藤野文庫があり、藤野繁雄が参議院議員だった時に収集した「昭和三十四（一九五九）年九月 軍人恩給・動員学徒・遺族等援護法関係資料」が保存されていました。この時期に軍人恩給と遺族等援護法の拡充を求めた運動が国会に向けて行われていたことが分かります。軍人恩給失権者復権議員協議会、旧軍人関係恩給権擁護全国連合会、大東亜戦争戦没学徒慰霊顕彰祭実行委員会、動員学徒援護会、自由民主党広島県支部連合会、日本遺族会等の名前が並び、その運動は保守系のそれでした。

しかし戦没者・戦傷病者の場合、遺族等援護法が適用されることは靖国神社に合祀されることに直結しますから、動員学徒が準軍属として遺族等援護法に適用されることも同様に靖国合祀につながります。

「靖国神社合祀 動員学徒は昭和三十八年（一九六三年）曾て国難に殉じた人々と共に靖国神社に合祀され国の守護神として国民の崇敬の的となっていることは吾々遺族にとつてこの上もない喜

びとする処である。若桜、若き白百合として蕾のうちに散り果てた学徒は祭神として最も年少であると思う。吾々は上京の機会ある毎に靖国神社にて参拝していたものであるが吾が子がこのみ社深く奉斎されているかと思うと落涙禁じ難いものを覚え神と祭られて最上の処遇に心から感謝せざるを得ない。」〔動員学徒誌〕

沖繩においては沖繩戦の犠牲になった住民、壕から日本軍に追いやられた人々等、それも幼児までが「もとの陸軍又は海軍の要請に基づく戦闘参加者」として準軍属に位置づけられ、遺族等援護法適用と靖国合祀が行われました。この問題点については石原昌家著『援護法で知る沖繩戦認識』捏造された「真実」と靖国神社合祀（凱風社）に詳しく書かれています。このように準軍属の遺族等援護法適用拡大はさまざまな問題をはらんでいますし、靖国合祀はすべての遺族の願いであったかどうかは疑問です。

おわりに

以前から知りたかったことに沖繩における靖国神社集団参拝があります。それで沖繩における元靖国神社合祀取消訴訟の弁護団長の丹羽雅雄弁護士に問い合わせ、「原告ら第三準備書面（沖繩における合祀と援護法適用の実態）」を送っていただきました。それによると『沖繩県遺族会十年の歩み』に掲載された一九五三年六月九日の計画書では、将来計画として「靖国参拝」が掲げられ、そのなかで「年二回大祭に琉球の遺族並びに遺児を参拝せしめると共に之に要する経費の補助をなす」とされているとのことです。また準備書面の「遺族らの靖国神社への団体参拝の開始」

の項に「琉球県遺族連合会は、援護法適用開始と同時期、一九五三年一〇月の靖国神社秋季例大祭のため、初めて遺族代表の団体参拝を実施した。これ以降、毎年春秋の例大祭には、沖繩から団体参拝が行われるようになった。また、この団体参拝の開始と併せ、同会が日本遺族会の一支部として加入が承認され、日本遺族会の一翼を担うことになった。」となっている。このことから復帰前から沖繩県遺族連合会の取り組みとして親の参拝と一緒に遺児の靖国参拝がなされた可能性があるが、これは今後の調査課題です。

(二〇一八・一〇・三一)



動員学徒慰霊塔（広島）